

ダメ！利用しない！ 違法な不用品回収



- 無料回収をうたいながら、回収時に料金を請求するなど、悪質な不用品（廃品）回収業者によるトラブルが、県内でも報告されています。
- 不用品（廃棄物）の収集・運搬を行えるのは、市の許可を受けた事業者のみです。無許可業者への依頼は違法なだけでなく、高額な費用請求や不法投棄などトラブルになることもあるため、絶対にやめましょう。
- 粗大ごみの処理方法が分からないときは、環境クリーンセンター又は資源循環課に問い合わせてください。

逗子市 環境都市部

資源循環課

(046-873-1111)

環境クリーンセンター

(046-871-7870)